

平成27年3月6日  
消費者庁

「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令案」に対する  
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令案」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

概要の取りまとめでは、今回の意見募集とは関係しない御意見などについては取り上げておりません。また、同旨の御意見と判断したものについては、まとめさせていただいております。

1. 意見募集期間：平成26年9月5日～同年10月4日
2. 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス
3. 寄せられた意見総数：25件
4. 寄せられた主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

## 「食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
○執行体制について	
<p>食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「政令」という。）（案）で都道府県知事が処理する事務について示されているが、全て都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長）が処理する事務とされたい。あるいは、食品表示を全国で統一した判断の下に適正な執行が必要と考えるならば、全ての権限を国が所管し執行すべき。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示法（以下「法」という。）の目的が複数の表示に関する法律を統一し、複雑な表示方法を一括して適正に執行するものであれば権限の委任先は統一すべき。また、県域・広域で区分する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の取扱いは消費者の視点からは意味がなく、適正な表示による情報提供を享受しようとするのであれば、国の責任において統一的な表示基準を設け、これを遵守させ、適正な表示を行うよう専門機関を全国各地に整備し、事業者を指導すべき。</li> </ul>	<p>食品衛生法及び健康増進法に由来する表示（アレルギー表示、添加物表示、栄養成分表示等）につきましては、必要に応じて消費者庁と連携しつつ、対応の主体を広域・県域問わず、まずは、現場の状況を最も把握している都道府県等（保健所）に御対応いただくことが適当と考えています。</p> <p>一方で、全国展開する広域事業者における原産地の偽装等については、全国に地方出先機関を有するとともに監視執行についてのノウハウとそれらの措置に関して経験豊富な職員を有する農林水産省等において対応することが適当と考えています。また、県域事業者における原産地の偽装等については、同様に都道府県に御対応いただくことが適当と考えています。</p>
<p>消費者庁長官に委任された事務のうち、食品衛生法・健康増進法由来の事務については、保健所設置市（区）に事務を行わせるとしているが、食品衛生法に基づく権限は保健所長名で執行されていることから、当該事務を地域保健法に基づく保健所長の業務と位置付けるように規定、あるいは解釈を示すべき。</p> <p>また、食品衛生監視員制度の機能を有する保健所の組織を強化して、相談窓口だけでなく、全ての事務の執行・処分の一元化を図ることが効率的であり、都道府県知事にのみ委任する JAS 法由来部分も含めて保健所設置市（区）に権限移譲することを進めるような考えを示すべき。</p>	<p>法における食品衛生法及び健康増進法に基づく食品表示に係る事務については、これまでも、地域保健法第 6 条第 3 号に掲げる事務に該当するとされており、食品表示法に基づく食品表示に係る事務も同様の整理としております。</p>
<p>根拠法令が一本化されたのであれば、執行体制もそれに併せて統一すべき。JAS 法由来の執行体制についても、広域事業者や県域事業者の別に捉われ</p>	<p>全国展開する広域事業者における原産地の偽装等については、全国に地方出先機関を有するとともに監視執行についてのノウハウとそれらの措置に関して経験</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>ず、健康増進法及び食品衛生法由来の事項と同様に、都道府県等の対応を基本とし、都道府県等での対応が難しい案件や国が関与すべき案件について国が対応することとすべき。</p>	<p>豊富な職員を有する農林水産省等において対応することが適切と考えています。また、県域事業者における原産地の偽装等については、同様に都道府県に御対応いただくことが適切と考えています。</p>
<p>都道府県が処理する事務については、食品衛生法の執行体制に統一すべき。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律が一元化されたのであれば、その法律の執行体制も当然一元化すべきであり、より分かりやすい執行体制となるよう、J A S法の複雑な執行体制（広域事業者と県域事業者（特定食品関連事業者）を区別し、国と自治体がそれぞれに対応）を維持するのではなく、食品衛生法由来の体制（当該施設の所在地を所管する自治体が対応）に統一すべき。そうでなければ、表示基準が統一されたとしても、行政側の窓口（相談・監視指導等）がバラバラのままであり、どこが所管しているのかが分かりにくく、法律を一元化した実質的な意味がない。</li> </ul>	<p>食品衛生法及び健康増進法に由来する表示（アレルギー表示、添加物表示、栄養成分表示等）につきましては、必要に応じて消費者庁と連携しつつ、対応の主体を広域・県域問わず、まずは、現場の状況を最も把握している都道府県等（保健所）にご対応いただくことが適切と考えています。</p> <p>一方で、全国展開する広域事業者における原産地の偽装等については、全国に地方出先機関を有するとともに監視執行についてのノウハウとそれらの措置に関して経験豊富な職員を有する農林水産省等において対応することが適切と考えています。また、県域事業者における原産地の偽装等については、同様に都道府県に御対応いただくことが適切と考えています。</p> <p>行政機関における窓口につきましては、ホームページ等において一般消費者がわかりやすい形で周知を図ることを考えています。</p>
<p>○執行体制について（広域・県域）</p>	
<p>都道府県が処理する事務の対象事業者は、指示等については「特定食品関連事業者」としているが、報告徴収や立入検査、申出の受付については、「主たる事務所等の所在地が都道府県内にある事業者」であれば対応できるようになっており、いわゆる県域事業者に限定していない。</p> <p>報告徴収や立入検査、申出の受付は、事前に事業者の事業展開等を把握した上での対応となるし、また報告徴収や立入検査について、都道府県が指示等を実施できない事業者に対して行う性質のものではないため、報告徴収や立入検査、申出の受付についても、都道府県で処理する事務の対象事業者は「特定食品関連事業者」とすべき。</p>	<p>報告徴収や立入検査等については、現場の状況を最も把握しているのは、当該現場を管轄する都道府県知事であると考えられることを踏まえ、都道府県知事が行使する権限を規定しております。</p>
<p>消費者庁長官に委任された権限（アレルギー等国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項に係るもの）について、広域案件は消費者庁が行ってほしい。</p>	<p>食品衛生法及び健康増進法に由来する表示（アレルギー表示、添加物表示、栄養成分表示等）につきましては、必要に応じて消費者庁と連携しつつ、対応の主体を広域・県域問わず、まずは、現場の状況を最も把握している都道府県等（保</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、食品の表示は、自治体の裁量に任される部分は皆無であり、国が行うべき事務である。</li> <li>・食品の多くは全国的に流通しており、食品表示の疑義において、製造の実態を調査する必要があるケースは多数ある。「主たる事務所」の所在地と、実際に製造する工場の所在地が異なる都道府県にある場合、製造工程と食品表示との関連を調査指導することは困難であると予測される。</li> <li>・さらに、「主たる事務所」を指導等の対象とすると、それが集中して存在する都心市区部では、事業者に対する指導と、製造所を管轄する自治体への依頼等により事務量が膨大になることが懸念される。</li> <li>・J A S法由来の広域案件に該当する場合や、主たる事務所と製造所が異なる都道府県にある場合など、都道府県を超えるような広域案件に関する事務については、消費者庁又は国の機関である地方農政局が担当してほしい。自治体を下ろす場合は、法定受託事務としてほしい。</li> </ul>	<p>健所) に御対応いただくことが適当と考えています。</p>
<p>保健所設置市等に委任する事務を消費者庁長官が自ら行うことも可能としているが、同じ対象事業者について判断する権限を持つ行政主体が2つ存在することは二重行政に他ならない。現時点でも、広域流通食品を自治体が処理しており、今後も自治体では対応できない事案が発生するという状況でも無い。毎回、どちらが権限を持つのか、一方の判断が最終判断なのか分からない事態になり、迅速性を損なうことになる。迅速に処理するためには、法定受託事務とするのであれば、自治体が処理することとして統一し、国は地方自治法に基づく関与を行えば済む話である。自治体の処理能力を低くみて国が直接処理するというのは、地方分権に逆行する話であるため、国が直接処理はすべきではない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係る指示・命令の権限については、表示の適正を確保するために特に必要のある場合に限るとともに、国民の健康の保護を図るために必要な表示の事項に係る指示・命令の権限については、政令第7条において都道府県知事のみが行使できる形にしました。</p>
<p>政令案において、「法第12条第1項又は第2項の申出の受付及び同条第3項の調査については、当該申出の対象とする食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、</p>	<p>酒類の食品衛生法由来の表示の事項については、国民の健康の保護を図るために必要な事項であるため、政令第7条において都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）に権限を委任しております。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>市長又は区長）が行うこととする」とあるが、法第 12 条第 2 項については、その対象が販売の用に供する酒類となっている。</p> <p>酒類に関する表示については、食品衛生法由来のものはわずかであり、財務省が所管する酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示が多くを占めていることから、国税局の管轄区域内を一括して、当該区域を所管する国税局長等に権限を委任すべき。</p>	
<p>消費者庁長官に委任された権限（アレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項に係るもの）の属する事務について、都道府県知事が指示・命令することとしている一方で、消費者庁長官自ら行うことも可能な事務とされている。</p> <p>ところが、農林水産大臣の権限及び消費者庁長官に委任された権限（原材料、原産地その他食品（酒類を除く。）の品質に関する表示の適正化を図るために必要と認められる事項に係るもの）に属する事務については、都道府県知事が指示・命令することとしている一方で、農林水産大臣及び消費者庁長官自ら行うことも可能な事務とはされていないため、アレルゲン・消費期限等に係るものと同様に、農林水産大臣及び消費者庁長官が自ら行うことも可能な事務とすべき。</p>	<p>特定食品関連事業者に対する指示・命令については、食品関連事業者の実態を最も把握している都道府県知事が行うことが適当と考えています。</p>
<p>○執行体制について（主たる事務所）</p>	
<p>違反食品に対して、食品関連事業者へ指示等を迅速に行い、食品衛生法の指示、命令と整合性を取るため、食品衛生法等の許認可事務を所管し、製造所の立入調査を行う当該食品を製造する場所を管轄する都道府県知事が指示等をすべき。</p>	<p>仮に J A S 法由来及び食品衛生法由来の両者に跨った違反があった場合、それぞれの担当部局が連携して措置しなければなりません。指示等の対象となる事業者は同じである必要があるため、食品表示法においては、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等が実施していただくことが適当と考えています。</p>
<p>「当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地」とはどこをいうのか、明示してほしい。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人において、登記上の住所と本社機能を有する事務所の住所が異なる、食品等輸入届に記載された住所は登記上の住所と同一ではない場合がある。表示</li> </ul>	<p>原則として、登記上の本店所在地を指しています。ただし、登記上の本店所在地に、社屋を有しない又は常勤職員を有しないなど実質的な業務機能がない場合は、当該機能を有する事務所等の所在地を指すものとします。</p> <p>また、仮に J A S 法由来及び食品衛生法由来の両者に跨った違反があった場合、それぞれの担当部局が連携して措置しなければなりません。通知する事業</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>に記載された住所を管轄する自治体が指導等を行うとなると、記載する住所のルールを明確にしないと、食品によって指導する自治体が異なるケースが発生する可能性が考えられる。</p>	<p>者は同じである必要があるため、食品表示法においては、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等が実施していただくことが適切と考えています。</p>
<p>「食品関連事業者等の主たる事務所」の定義が明らかでない。食品の製造業者は必ずしも本社で十分な対応ができず、製造所管轄自治体が命令した方が速やかに対応できるケースも想定される。特に本項は緊急性に係る事項であることから「主たる事務所」を本社に限定せず、出来るだけ広く解釈できるようにすべき。</p>	
<p>保健所設置市等に委任する事務について「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」とすべきではない。いわゆる「本社」を指していると思われるが、保健所は現に食品を取り扱っている事務所、営業所、製造所を対象に業務を行っている。法人の「主たる事務所」には、食品取扱いの機能がないことや、実態がないこともしばしばある。現状の保健所事務では、食品衛生法第28条に基づき報告が製造所からでも徴収できるのに、むしろ迅速性を損なうことになる。現状と齟齬が生じないように、立ち入りなどを行う権限と報告徴収の権限は同じ自治体が行えるようにすべき。</p>	
<p>法第6条第1項の指示等を行う場合において、JAS法由来の事項については都道府県知事、食品衛生法由来の事項については都道府県知事（保健所設置市・区については市長・区長）の両者に権限が跨る場合がある。</p> <p>例えば、お弁当に使用したマヨネーズの表示欠落違反が発生した場合、「原材料」の表示欠落についてはJAS法由来事項、「アレルゲン」及び「添加物」の表示欠落については食品衛生法由来事項となり、両者に法第6条第1項の指示等の権限がある。</p> <p>広域事業者（JAS法由来：国、食品衛生法由来：保健所設置市）に係る指示公表を例に挙げ、考え方を示されたい。</p> <p>○国と保健所設置市で調整がつく場合、下記の例①～③等どのように対応すべきか。</p>	<p>両者に跨るケースの指示・公表の方法については、当該関係機関間で調整して御対応いただくこととなります。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>例① 国と保健所設置市それぞれが指示公表する。</p> <p>例② 国と保健所設置市の連名で指示公表する。</p> <p>例③ 国と保健所設置市のいずれかが代表して指示公表する。等</p> <p>○国と保健所設置市で調整がつかない場合（例 J A S法由来（国）：文書指導、食品衛生法由来（保健所設置市）：指示公表）、どのように対応するべきか。</p>	
<p>○政令における規定について</p>	
<p>消費者庁長官に委任された権限のうち、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行うことについて、「都道府県知事等」と記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、政令第5条から第7条までの見出しを（都道府県等が処理する事務）としております。</p>
<p>都道府県知事から農林水産大臣への報告等について所要の規定を設ける、とあるが、実務として農林水産大臣から都道府県知事への報告等についても所要の規定を設けるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、農林水産大臣又は消費者庁長官から都道府県知事への報告等についても規定を設けました。</p>
<p>業務停止命令以外の命令等は第一号法定受託事務に該当すると読める。しかし、現行のJ A S法には元々法定受託事務が存在せず、食品衛生法及び健康増進法の法定受託事務には本項に該当する条文は入っていない（第一号法定受託事務の対象である食品衛生法第54条は同法第19条違反を処分又は命令の対象にしている。また、営業の禁停止を定めた同法第55条は第19条を対象にしているが、これは自治事務である）。この項に関する考え方を明確に示して頂きたい。</p>	<p>法第6条第8項に規定される命令とは、「①食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずること」、「②期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること」を指しております。そのうち、第一号法定受託事務に該当するのは①です。</p>
<p>政令案の都道府県が処理する事務において、指示等の事務を行った場合の都道府県知事から農林水産大臣又は消費者庁長官への報告等について所要の規定を設けると記載されているが、規定の内容はJ A S法施行令第12条と同旨にすべきであり、政令に明記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、政令第5条から第7条までにおいて、都道府県知事から農林水産大臣又は消費者庁長官への報告等に係る所要の規定をJ A S法施行令の規定を踏まえて設けました。</p>
<p>政令案において、「法第6条第8項の食品関連事業者等への命令等については、当該申出の対象とする食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）</p>	<p>御意見のとおりです。政令第7条第1項第3号に掲げる命令については、業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずる権限も含めて規定を設けています。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>が行うこととする」とあるが、その中で、「業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずる権限は除く」とある。</p> <p>法第6条第8項では、「消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるとき」とあることから、そもそも緊急の必要があると認められる場合の対応について、一部のみを都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行うこととするは、迅速な対応が求められることから望ましいものではない。</p> <p>そこで、業務停止に係る命令も都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が行えるようにすべき。</p>	
<p>地方分権を進める立場から、新たな法定受託事務を定めることは極力避けるべき。したがって、政令案概要の7（3）、（4）、（5）、（6）については、第一号法定受託事務とすべきではない。</p>	<p>食品衛生法や健康増進法の食品表示に係る部分を法が継承している形であるため、食品表示に係る法定受託事務が新たに追加されるという形にはなっておりません。</p> <p>なお、法において第一号法定受託事務とする事務については、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）で示された法定受託事務のメルクマール（4）の②に該当します。</p> <p><b>【参考】法定受託事務のメルクマール</b></p> <p>（4）② 公衆衛生上、重大な影響を及ぼすおそれのある医薬品等の全国的な流通の取締りに関する事務</p> <p style="padding-left: 40px;">医薬品等の取締りに関する事務</p> <p style="padding-left: 40px;">食品等の取締りに関する事務</p> <p style="padding-left: 40px;">農薬等の取締りに関する事務</p>
<p>JAS法においては、指示を行った場合、消費者庁と農林水産省と両省庁に報告義務があるが、消費者庁に一元化すべき。（1事案について、2箇所に報告するのは事務が煩雑）自治事務であるのに、なぜ農水省に報告義務が生じるのか疑問。双方で情報共有するという位置付けが望ましい。</p>	<p>法第6条の指示権限は、内閣総理大臣とともに農林水産大臣も有していることから、都道府県が指示した内容を同様に報告することが必要と考えます。</p>
<p>○政令における規定について（府令・府省令）</p>	



御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「法第6条第1項」の権限の分担を明示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令案において、「法第6条第1項の指示等」が、次の4つで分担されています。</li> <li>・農林水産大臣→地方農政局長</li> <li>・農林水産大臣→都道府県知事</li> <li>・内閣総理大臣→消費者庁長官→都道府県知事</li> <li>・内閣総理大臣→消費者庁長官→都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）</li> </ul> <p>食品表示基準のどの項目を、具体的に誰が担当するのか（上記4パターンのどれに当たるのか）を示してほしい。</p>	<p>法第6条第1項の権限の分担については、別途定める内閣府令及び内閣府令・農林水産省令の中で明示することとしております。</p>
<p>農林水産大臣から地方農政局長に委任される権限について、「国民の健康の保護及び増進を図るために必要と認められる事項」は除かれることを明記すべきと考えます。</p>	<p>法第6条第1項で規定されている内閣府令・農林水産省令により明記する予定です。</p>
<p>「原材料、原産地その他食品（酒類を除く。）の品質に関する表示の適正化を図るために必要と認められる事項に係るもの」が、消費者庁長官に委任された権限のうちJAS法由来の事項と考えられるが、農林水産大臣の権限との違いが不明瞭。</p>	<p>内閣府令や内閣府令・農林水産省令を別途定めることとしており、その中で範囲を規定することとしております。</p>
<p>食品表示基準は「内閣府令」としての案しか示されていないが、法第6条の「内閣府令・農林水産省令」や「内閣府令・財務省令」が何なのか不明であるため、今回の政令によって委任する範囲が分からない。「内閣府令・農林水産省令」及び「内閣府令・財務省令」とは何か、具体的に明らかにしてほしい。</p>	<p>内閣府令・農林水産省令、内閣府令・財務省令については別途定めることとしており、平成26年12月26日付けのパブリックコメントで内容をお示ししたところです。</p>
<p>○その他</p>	
<p>食品表示法の指示や命令を受けた事業者は、企業名が公表され、消費者からの信頼を失い、その後の事業活動の継続に支障を来すおそれがあることから、公正で透明性のある執行が求められ、行政機関（特に都道府県間）や担当者間で判断基準が異なり、バラツキがある事態は避けなければならない。</p>	<p>御意見を踏まえて、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>このため、消費者庁等と都道府県、都道府県間の連携を密にするとともに、担当者間の情報・認識の共有を進め、統一的で整合性のある執行体制を整備することを要請する。</p>	
<p>今般の「食品表示基準」の改正箇所が多岐に及んでいることを踏まえ、中小零細事業者がほとんどである食品事業者からの問い合わせ等について、ワンストップで対応出来るよう、農政局・地域センターや保健所等に「相談窓口」を早急に設置するとともに、都道府県単位で地域の食品事業者に対する説明会を開催するよう要請する。</p>	
<p>政令案について様々な資料等を拝見しているが、小規模であって、団体等に所属していない事業者の場合、情報が収集できない。このような事業者等は今回の法令変更についてどの様な対策を行ったらよいのか。</p>	<p>政令については、国及び地方公共団体における食品表示法下の執行体制を規定するものです。</p> <p>食品表示法に係る動きについては、消費者委員会や消費者庁ホームページに掲載される情報を注視していただきたく存じます。</p> <p>参照：<a href="http://www.caa.go.jp/foods/index18.html">http://www.caa.go.jp/foods/index18.html</a></p>

- ※ 御意見については、概要のみ掲載しています。
- ※ 寄せられた御意見のうち、主なものについて回答いたしました。
- ※ 一人から、複数の御意見が提出されている場合は、内容により分割して記載しています。